

報告第 1 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和7年11月28日付けで専決処分したので報告する。

令和8年 1月20日 提出

太宰府市長 高 原 清

遊離石灰落下による車両損傷事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和7年8月5日に発生した遊離石灰落下による車両損傷事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和７年１１月２８日

太宰府市長 楠 田 大 蔵

市は、令和７年８月５日に発生した当該事故に係る車両が都府楼大橋高架下を通過した際に遊離石灰が落下し車両に損傷を受けた事故に対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額

６００，１０２円

２ 事故の概要

令和７年８月５日（火）午後４時００分ごろ太宰府市通古賀５丁目１番１号前面道路で当該事故に係る車両が事故発生場所を通過した際に遊離石灰が落下し車両の天井部を損傷させた。

３ 損害賠償の支払いについて

本市が加入する道路賠償責任保険及び本市予算で相手方に全額支払う。